

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第8号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月26日 05時15分ごろ	
発生場所	青森県八戸市鮫角灯台東方沖 鮫角灯台から真方位099° 11.6海里付近 (概位 北緯40° 30.5′ 東経141° 49.6′)	
事故等調査の経過	平成23年1月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{だいとう}大東丸、497トン 132945、株式会社ブリジストン汽船</p> <p>B 漁船 ^{ちようきゆう}第八長久丸、17.62トン AM2-6172（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 一等航海士A、四級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船側外板に擦過傷</p> <p>B 左舷船尾外板に亀裂及び擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び一等航海士Aほか3人が乗り組み、一等航海士Aが船橋当直に就き、福島県いわき市小名浜港へ向けて鮫角灯台東方沖を約11ノット(kn)の速力で南南東進していた。</p> <p>一等航海士Aは、B船を含む数隻の漁船を認め、接近すれば漁船が避けると思っていたが、その後、方位の変化がなくB船が接近するので減速して左舵をとった。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、漁場に向けて約10knの速力で東進していた。</p> <p>船長Bは、A船を認めていたがA船までまだ距離があると思い、魚群探知機を見ており、A船に接近していることに気付かず、ふと前方を見てA船が間近になっていたため右舵をとった。</p> <p>両船は、平成22年11月26日05時15分ごろ、鮫角灯台東方沖において、A船の右舷側中央部とB船の左舷側船尾部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は南南東進中、B船は東進中、鮫角灯台東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>一等航海士Aは、接近すればB船が避けると思</p>

	<p>い込んで航行していたことから、適切な避航動作をとらなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、漁場に向けて航行中、魚群探知機を見ており、見張りを行っていなかったことから、A船と接近したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、鮫角灯台東方沖において、A船が南南東進中、B船が東進中、一等航海士Aが、接近すればB船が避けると思い込んで航行し、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>